

防犯灯電気料助成金 申請手引き

問い合わせ

西都市生活環境課 市民生活係

TEL:0983-43-1589 FAX: 0983-43-4865

〈目 次〉

○防犯灯電気料助成金申請

- ・ 助成対象と申請期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 申請時の必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 提出書類記入例など・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

○九州電力への領収事実証明書等請求方法・・・・・・・・・・ 10

○よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

○本助成金の申請を検討されている皆様へ・・・・・・・・・・ 14

防犯灯電気料助成金申請

・助成対象と申請期間

自治会等により管理されている防犯灯（公衆街路灯 A^{*1}契約のもの）の電気料金を助成します。

助成額は、前年1月～12月に助成対象となる防犯灯の電気料金として支払った（引き落とされた）金額の合計となります。

※助成対象となるのは、「公衆街路灯 A」契約のもののみです。「定額電灯」や「従量電灯」契約等の電気料については、補助対象とはなりません。

また助成については、使用月ではなく、支払い月を基準として行われる点にご注意ください。

事前申請受付期間：毎年10月最初の開庁日～12月最終開庁日まで

助成金交付申請受付期間：毎年12月第3水曜日～2月最終開庁日まで

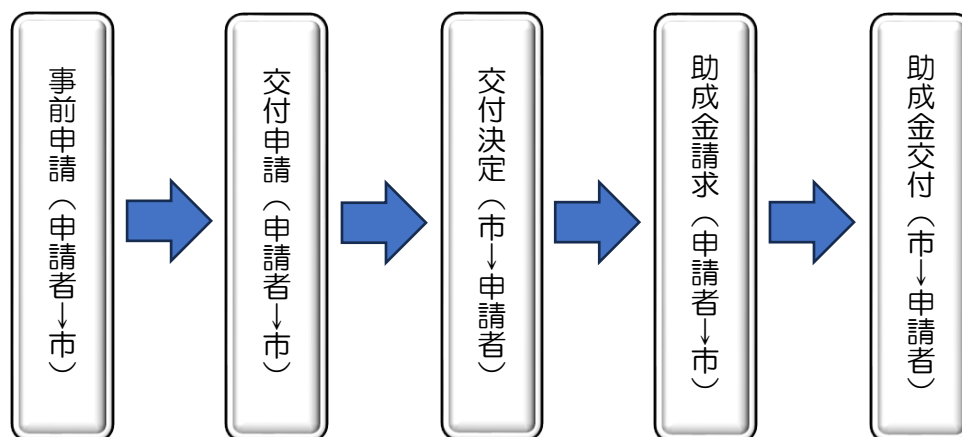
請求書提出受付期間：毎年助成金交付申請受付開始日～2月最終開庁日まで

※それぞれ土・日・祝日および12月29日～1月3日を除きます。

※受付期間以外での申請は受理できません。

※1…電力会社の契約種別の1つで、公共の場所（道路、公園など）に設置された照明灯のうち、使用する電気機器の総容量が1kVA未満のものを指す料金区分のこと。この区分は、主に道路や公園などの公共空間で使用される街路灯や防犯灯などの照明を対象としている（不特定多数の人が利用する公共の場で使用される照明）。

○申請手順



・申請時の必要書類

1 市役所への事前申請（申請者→市）

本助成金の交付を受ける予定の自治会等については、事前申請期間中に助成金申請の事前受付と口座登録申請を行う必要があります。次の①、②をご準備の上、市役所生活環境課にお越しく下さい。

①申請予定のすべての防犯灯の直近支払い分の電気料金領収証

※公衆街路灯 A 契約となっていることが確認できるもの。

領収証の中に、契約種別の記載がない場合についても、九州電力への電話連絡により、使用用途欄への契約種別の追記を依頼することが可能です。

②助成金受け取り予定の通帳の写し（表紙及び表紙裏面）

※金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人情報が必要です。

※代表者等の個人名義の通帳でも申請可能です。

2 市役所への申請書類の提出（申請者→市）

申請を行う自治会等の代表者（以下申請者）は、助成金交付申請受付期間中に、市役所生活環境課に次の①～⑥の申請書類を提出します。

領収事実証明書^{※2}の発行については、電力会社への開示請求が必要になります。

※2…領収事実証明書は、九州電力に対し、支払い状況等の開示請求を行うことにより、取得することができます（詳しくは、10ページから12ページをご覧ください）。

- ① 西都市防犯灯電気料助成金申請書（第1号様式）…3ページ参照
- ② 別紙（月別電気料金請求額）…4ページ参照
- ③ 自治会等支払名義の1月から12月支払い分防犯灯電気料金領収証又は領収事実証明書の写し…5ページ参照
- ④ 口座情報登録申請様式 ※事前に口座の登録申請を行っていない場合のみ
- ⑤ 支払いを行っている通帳（12月支払い分履歴まで記帳済みのもの）
- ⑥ 申請者の方個人の印鑑（申請書に押印されたものと同じもの）
- ⑦ その他市長が必要とする書類

【払込用紙によりお支払いをされている皆様】

払込用紙により支払いを行う場合、コンビニなどでの現金払いとスマホ決済の2種類の方法があります。現金払いの場合には、①契約種別や金額明細が記載された請求書と②支払いの事実が確認できる領収証（支払印が押されたもの）を一緒に提出していただく必要があります。

またスマホ決済の場合については、支払いが確認できる書類等が発行されないため、九州電力への開示請求が必須となってしまいます。あらかじめご了承ください。

・提出書類記入例など

○西都市防犯灯電気料助成金申請書（第1号様式）

様式第1号（第5条関係）

記入例

申請日の日付を記入してください。 → 令和8年1月10日

西都市長 様

自治会等名を記入してください。

【申請者】

住 所 西都市聖陵町2丁目1番地 申請者個人のもの

氏 名 西都 太郎 (印)

団体名（役職） 西都自治会 (会長)

電話番号 0983-43-1589

西都市防犯灯電気料助成金申請書

申請年度を記入してください。

西都市防犯灯電気料助成金交付要綱に基づく **令和7** 年度西都市防犯灯電気料助成金を次のとおり交付くださるよう、同要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

1. 防犯灯電気料助成金

1月～12月の支払額（引き落とし額）の合計を記入してください。

金 額 32,671 円

2. 添付書類

- (1) 自治会等の支払名義の防犯灯電気料金領収証の写し等

○申請時に必要となる添付書類1（月別電気料金請求額）

別紙1

記入例

自治会等名を記入してください。

団体名

西都自治会

月別電気料金請求額

1月	2,588円
2月	2,288円
3月	2,243円
4月	2,611円
5月	2,641円
6月	3,125円
7月	2,386円
8月	2,383円
9月	3,010円
10月	2,985円
11月	2,990円
12月	3,421円
合計金額	32,671円

電力会社から受け取った領収証等を参考に、各月の支払い金額を記入してください。
合計金額欄にはすべての月の支払い金額を足し合わせた金額を記入してください。

○申請時に必要となる添付書類2 (防犯灯電気料金領収証の写し)

電気料金領収証 (一括振替明細書)

881-0005
宮崎県西都市

大字〇〇 〇〇〇〇番地

〇〇〇〇様方

〇〇コウミンカン 様

0000078#

(代表番号) 50700-000016009024-99

九州電力株式会社
発行日 2025年 4月14日

適格請求書発行事業者登録番号: T 429000100700

〒810-8720
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
事務集中センター

(お問い合わせ先)
0120-879-558 (コールセンター)

電気料金領収証 在中

電気料金領収証 (口座振替払用)				振替日	ご指定口座
2025年 3月分	80件 (うち課税対象金額 10%)	14,904円 (14,904円)	1,778円 1,354円	4月10日	宮崎県農協 預金種別 普通 口座番号 720****

領収証と記載があるもの

お客様番号 (ご使用期間・種別)	お名前 (使用用途)	契約 種別	ご契約 アンペア kVA, kW ※3	ご使用量 (kWh) ※3	ご使用期間 (日数) ※2	ご使用電圧 (V) ※1	ご使用電線 (kV) ※4	ご使用電線 (kV) ※5	ご使用電線 (kV) ※6	ご使用電線 (kV) ※7	ご使用電線 (kV) ※8	右記金額のうち(円)	1ページ
5070000001573028531 (2/10~3/9・公衆街路灯A)	〇〇コウミンカン		1	1	0	0	0	0	0	0	0		
5070000001573029331 (2/10~3/9・公衆街路灯A)	〇〇コウミンカン		1	1	0	0	0	0	0	0	0	-3 13	
5070000001573030731 (2/10~3/9・公衆街路灯A)	〇〇コウミンカン		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0 13	1
5070000001573031531 (2/10~3/9・公衆街路灯A)	〇〇コウミンカン		1	1	0	0	0	0	0	0	0	-3 13	
5070000001573032331 (2/10~3/9・公衆街路灯A)	〇〇コウミンカン		1	1	0	0	0	0	0	0	0	-3 13	
5070000001573033131 (2/10~3/9・公衆街路灯A)	〇〇コウミンカン		0	0	0	1	0	0	0	0	0	-10 54	2
5070000001573034031 (2/10~3/9・公衆街路灯A)	〇〇コウミンカン		0	0	0	1	0	0	0	0	0	-10 54	2
5070000001577815631 (2/17~3/13・公衆街路灯A)	〇〇コウミンカン		1	1	0	0	0	0	0	0	0	-3 13	1
5070000001577816431 (2/17~3/13・公衆街路灯A)	〇〇コウミンカン		1	1	0	0	0	0	0	0	0	-3 13	1
5070000001577817231 (2/17~3/13・公衆街路灯A)	〇〇コウミンカン		0	1	0	0	0	0	0	0	0	-3 13	1
5070000001577818031 (2/17~3/13・公衆街路灯A)	〇〇コウミンカン		0	1	0	0	0	0	0	0	0	-3 13	1
5070000001577819931 (2/17~3/13・公衆街路灯A)	〇〇コウミンカン		0	0	0	1	0	0	0	0	0	-10 54	2
5070000001577821031 (2/17~3/13・公衆街路灯A)	〇〇コウミンカン		0	1	0	0	0	0	0	0	0	-3 13	1
5070000001577822931 (2/17~3/13・公衆街路灯A)	〇〇コウミンカン		1	1	0	0	0	0	0	0	0	-3 13	1
5070000001577823731 (2/17~3/13・公衆街路灯A)	〇〇コウミンカン		1	1	0	0	0	0	0	0	0	-3 13	1
5070000001577824531 (2/17~3/13・公衆街路灯A)	〇〇コウミンカン		1	1	0	0	0	0	0	0	0	-3 13	1
5070000001577825331 (2/17~3/13・公衆街路灯A)	〇〇コウミンカン		1	1	0	0	0	0	0	0	0	-3 13	1

支払い日(引き落とし日)

契約種別の記載があるもの

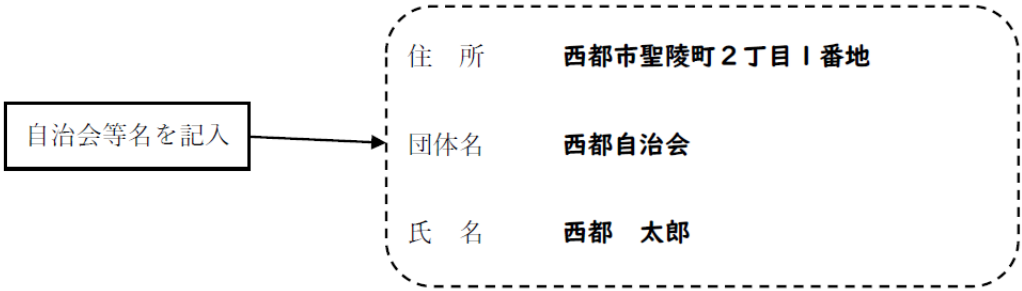
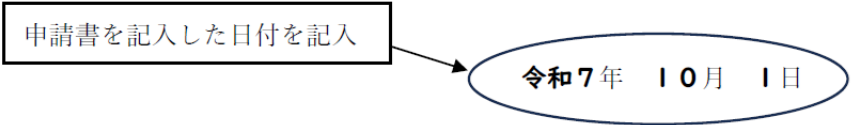
●金額および年月日を訂正したものは無効でございます 0000078-0000386 00001/0000

○申請時に必要となる添付書類3（口座情報登録申請様式）

記入例

西都市防犯灯電気料助成金の交付に係る口座情報登録申請書

西都市防犯灯電気料助成金の交付申請を行うにあたり、以下の口座情報の登録を申請します。



※ 希望振込先
(いずれかを○でかこみ、振込先を記入してください)

支払方法	口 座 振 込
振 込 先	<p>..... 宮崎 銀 行 ・ 農 協 ・ 金 庫</p> <p>..... 西都 本 店 ・ 支 店 ・ 支 所 ・ 出 張 所</p> <p>普通・当座 No. 1 2 3 4 5 6 7</p>
フリガナ	サイトジチカイ
口座名義	西都自治会

3 市による申請内容の審査及び交付決定（市→申請者）

提出された申請書類は、市により審査され、交付が認められたときは、防犯灯電気料助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知します。

4 市への交付金請求（申請者→市）

申請者は、交付決定通知書到達後、速やかに次の①及び②を市に提出します。

請求書提出受付期間を過ぎて提出された場合については、請求を受け付けることができませんのでご注意ください。

- ① 防犯灯電気料助成金請求書…8ページ参照
- ② 交付決定通知書の写し…9ページ参照

5 助成金交付（市→申請者）

助成金請求書受領後に支払い手続きを行い、登録申請のあった口座に助成金を交付します。

○防犯灯電気料助成金請求書

記入例

西都市防犯灯電気料助成金請求書

別紙1の合計金額と同一の金額を記入

請求金額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	3	2	6	7	1

年 月 日付、西生指令第 号で交付決定のあった 年度西都市防犯灯電気料助成金を上記のとおり請求します。

年 月 日

交付決定の日付、発番を記入

殿

空欄でご提出ください。

自治会等名を記入

住 所 西都市聖陵町2丁目1番地

団体名 西都自治会

申請者個人のもの

氏 名 西都 太郎

印

下記口座への振り込みをお願いします。
(いずれかを○でかこみ、振込先を記入してください)

支払方法	口 座 振 込
振込先	宮崎 ○銀行・農協・金庫
	西都 本店・○支店・支所・出張所
	○普通 当座 No. 1234567
フリガナ	サイトジチカイ
口座名義	西都自治会

○防犯灯電気料助成金交付決定通知書（第2号様式）

様式第2号（第6条関係）

西生指令第〇〇号
令和〇年〇月〇日

妻1班
班長 西都 太郎 様

西都市長 押川 修一郎 ㊟

西都市防犯灯電気料助成金交付決定通知書

令和〇年〇月〇日付交付申請のあった西都市防犯灯電気料助成金交付要綱に基づく令和〇年度西都市防犯灯電気料助成金については、下記のとおり交付することを決定しましたので、同要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 30,000 円
- 2 交付条件 本助成金の申請が、助成決定自治会等による偽りその他不正の手段によるものであることが判明した場合、助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

○九州電力への領収事実証明書等請求方法

提出書類として領収事実証明書等を利用する場合には、書面による九州電力への開示請求が必要となります。

開示請求には、九州電力のホームページ等からダウンロードが可能な「電気料金・使用量実績等開示請求書（兼委任状）」を使用します。

「電気料金・使用量実績等開示請求書（兼委任状）」の必要事項を記入し、「開示対象者」本人であることを証明できる書類の写しを同封の上、九州電力株式会社まで郵送することにより、回答書という形で、領収事実証明書等の発行を受けることができます。

請求書類郵送先：〒810-0004
福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82
九州電力株式会社 開示請求受付係

なお、ご請求の際には、以下の点にご注意ください。

- ・ 回答書の発行には、請求内容ごとに設定された手数料がかかります。
- ・ 手数料は、ショートメール（SMS）またはEメールにより請求されます。Eメールは、「kaijiseikyu@kyuden.co.jp」から送信されます。
- ・ 申し込みから発行まで2週間程度の時間が必要です。

その他、開示請求に関することについては、九州電力（株）に直接お問い合わせください。

<https://customer.kyuden.co.jp/ja/office/contact.html>

九州電力コールセンター電話番号
0120-879-558

4. 弊社からの回答書の受領方法（いずれかにをつけてください）

受領方法	<input checked="" type="checkbox"/> 郵送（送付先： <input checked="" type="checkbox"/> 1. に記入の住所 <input type="checkbox"/> 2. に記入の住所 <input type="checkbox"/> その他）	
	住所（「その他」を選択した場合のみご記入ください。） 〒	
	<input type="checkbox"/> メール（前ページに記入のEメールにお送りします。回答書閲覧用のパスワードを必ず設定ください。）	
パスワード（半角英字・半角数字を何れも含む8桁で設定ください）		
フリガナ		（例） 124ab379
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
(注1) 「半角英字のみ」「半角数字のみ」「8桁未満」のパスワードは設定いただけません。 (注2) 回答書受領時に必要なため、お忘れにならないようご注意ください。		

5. 開示を希望される項目（ご希望される項目にをつけてください）

・手数料は、1契約あたり「12か月分まで」(※)の金額です。 (※) 12か月分を超える場合は、12か月分毎に、1契約あたりの手数料をご負担いただきます。 ・「共通」、「電気契約内容・実績」、「太陽光等」のそれぞれの範囲内では、複数項目を選択されても1契約あたりの手数料となります。 ・「電気契約内容・実績」のうち、(※)が付いている項目は、高圧または大口契約のみの項目です。 (低圧契約：お客さま番号が19桁 高圧・大口契約：お客さま番号が12桁)		手数料 (税込)
		1契約あたり (12か月分まで)
開示請求項目	<input checked="" type="checkbox"/> 電気料金領収金額（支払証明書の発行） <input type="checkbox"/> 電力使用申込書（写） <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電からの電力受給契約のご案内（写）（記載事項：所在地、買取価格など） <input type="checkbox"/> 系統連系に係る契約のご案内（写）（記載事項：接続契約締結日など） ※ 事業計画申請（みなし認定）が必要となる項目を記載した書類については、HPをご覧ください。	500円
	<input checked="" type="checkbox"/> 電気料金ご請求額 <input type="checkbox"/> 電気料金ご請求額内訳（※） <input checked="" type="checkbox"/> 電気ご使用量 <input type="checkbox"/> 電気ご使用量内訳 <input checked="" type="checkbox"/> ご契約種別 <input type="checkbox"/> ご契約容量（ご契約電力） <input type="checkbox"/> 最大需要電力（※） <input type="checkbox"/> 力率 <input type="checkbox"/> 供給電圧（※） <input type="checkbox"/> 供給地点特定番号 <input type="checkbox"/> 負荷率（※） <input type="checkbox"/> 平均単価（※）	700円
	<input type="checkbox"/> 購入電力料金 <input type="checkbox"/> 購入電力量 <input type="checkbox"/> 発電設備出力 <input type="checkbox"/> 受給開始日 <input type="checkbox"/> 設備ID（当社保持データ分）	700円
	<input type="checkbox"/> 30分値 <input checked="" type="checkbox"/> ワット数、灯数別	700円又は実費

6. 開示を希望される期間（対象期間をご記入ください）

対象期間	2025年 4月分 ~ 2025年 12月分
------	------------------------

7. 開示を希望される目的（いずれかにをつけてください）※任意

目的	<input type="checkbox"/> 確定申告 <input type="checkbox"/> 会計報告 <input checked="" type="checkbox"/> 公的機関提出 <input type="checkbox"/> 金融機関提出
	<input type="checkbox"/> コンサル <input type="checkbox"/> 電気需給契約変更 <input type="checkbox"/> 太陽光設置 <input type="checkbox"/> 紛失
	<input type="checkbox"/> オール電化検討 <input type="checkbox"/> 給湯器設置・買替
	<input type="checkbox"/> その他（ ）

九州電力使用欄 本人確認方法

<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<table border="1"> <tr> <th>担当</th> <th>副長</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	担当	副長		
担当	副長				
保存年限：5年					

よくある質問

Q1 電気料金の引き落としが毎月月末に行われているが、引き落とし予定日が土・日・祝日の場合、翌月最初の平日に引き落とされる場合がある。このような場合、申請様式「別紙（月別電気料金請求額）」はどのように記入したらいいのか。

A1 どのようなケースにおいても支払い月を基準として考えることになりません。支払いを行っていない月は0円と記入し、1か月に2回（月初と月末等）支払いのあった月はその合計金額を記入してください。

Q2 毎月口座振替により支払いを行っているため、通帳に引き落としの履歴が残っている。領収証が無い場合、通帳履歴を確認書類として申請することはできないか。

A2 通帳の引き落とし履歴だけでは、契約種別の確認ができません。また複数の防犯灯の電気料金が一括で引き落とされている場合は、その灯数やワット数についても確認ができません。このような理由から通帳の引き落とし履歴のみを確認書類とした申請はお断りさせていただいております。

Q3 これまで領収証が発行されていなかった。発行してもらうにはどうしたらいいか。また発行に手数料はかからないのか。

A3 九州電力に電話等で依頼することにより、発行が可能です。発行手数料については、令和7年末時点では無料となっております。

Q4 領収証は発行されていると思われるが、どこに届いているか分からない。どうしたらいいか。

A4 領収証の発行依頼と同様、九州電力に依頼することにより、送付先の変更が可能です。

Q5 九州電力のコールセンターに電話するが、何度かけてもつながらない。

A5 保留音が流れた状態でしばらく待つ必要がある場合もございますが、そのままお待ちいただければスタッフにつながります。

Q6 申請者と口座の名義人が違うが問題ないか。

A6 口座名義は異なっても問題ありませんが、申請者と請求者（申請書と請求書にご記載いただく名前）は同一である必要があります。

<本助成金の申請を検討されている皆様へ>

本助成金の申請には、電気料金領収証をはじめ、九州電力から発行されるいくつかの書類のご提出が必要となります。申請期間外であっても、お問い合わせや窓口での書類確認などは受け付けておりますので、各自治会等で管理されている書類が、申請に問題なく利用できるものなのか等、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

また本助成金申請手続きの中で、書類等により提供を求めることはありませんが、各自治会における維持管理のため、契約中の防犯灯が設置されている電柱の電柱番号は把握しておいていただきますようお願いします。

電柱番号についても、契約しているお客様番号が分かれば、九州電力への問い合わせにより確認が可能です。